別表一付表　記載要領

1　この表は、中小通算法人（法第66条第６項（各事業年度の所得に対する法人税の税率）に規定する中小通算法人をいう。以下この記載要領において同じ。）が当該事業年度（当該中小通算法人に係る通算親法人の事業年度終了の日に終了するものに限る。）において同項の規定の適用を受ける場合に記載すること。

2　「軽減対象所得金額 (800万円×$\frac{\text{(1)}}{12}$×$\frac{\text{(1)}}{\text{(3)}}$) ⑷」の分子の空欄には、当該中小通算法人に係る通算親法人の事業年度の月数を記載すること。

3　中小通算法人が修正申告又は国税通則法（昭和37年法律第66号）第23条第１項（更正の請求）の規定による更正の請求をする場合（次に掲げる場合のいずれかに該当する場合を除く。）には、「軽減対象所得金額 (800万円×$\frac{\text{(1)}}{12}$×$\frac{\text{(1)}}{\text{(3)}}$) ⑷」の欄には、この申告前の別表一付表「４」の金額を記載すること。

⑴　「計 (1)+(2) (3)」の金額が800万円（当該中小通算法人に係る通算親法人の事業年度が１年に満たない場合には、800万円を12で除し、これに当該通算親法人の事業年度の月数を乗じて計算した金額）以下である場合

⑵　法第64条の５第６項（損益通算）の規定の適用がある場合

別表一の一の記載要領第一号中「連結親法人」の次に「（所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号）第３条の規定による改正前の法人税法（以下この号及び第４号⑴において「令和２年旧法」という。）第２条第12号の６の７（定義）に規定する連結親法人をいう。以下同じ。）」を加え、「（法）」を「（令和２年旧法」に改め、同号中「連結事業年度」の次に「（令和２年旧法第15条の２第１項（連結事業年度の意義）に規定する連結事業年度をいう。以下同じ。）」を加える。